
**日田市新清掃センター整備・運営事業
審　査　講　評**

令和7年10月

日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会

日田市（以下「市」という。）は、日田市新清掃センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）において、新清掃センターの設計・施工及び運営・維持管理を行う事業者の選定にあたり公平性を確保し、必要な事項について審議するため、「日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置した。

選定委員会は、令和4年11月2日に第1回選定委員会を開催して以降、計7回の選定委員会を開催し、事業者の選定に関し審議を進めてきた。

このたび選定委員会は、第7回選定委員会における審査により、落札候補者を選定したので、これまでの過程と結果を総括し、ここに審査講評として報告する。

令和7年10月21日

日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会
委員長 島岡 隆行

日田市新清掃センター整備・運営事業 審査講評

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	公共施設等の概要	1
(3)	事業期間	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業者が行う業務範囲	1
(6)	市等が行う業務範囲	2
2	審査方法等	4
(1)	入札の方法	4
(2)	落札者決定までの経過	4
(3)	選定委員会の設置	5
(4)	選定委員会の開催経過	5
(5)	落札者決定の手順	6
(6)	審査手順	7
3	落札候補者の選定結果	10
(1)	参加資格確認	10
(2)	提案書の基礎審査	10
(3)	非価格要素の定量化審査及び提案書に関するヒアリング	10
(4)	入札価格の定量化審査	14
(5)	総合評価値の算出	14
(6)	落札候補者の選定	14
4	総評	15

1 事業概要

(1) 事業名称

日田市新清掃センター整備・運営事業

(2) 公共施設等の概要

項目	概 要	
所在地	大分県日田市大字山田 807 番地ほか（山田町）	
面積	全体事業区域：6.9819ha	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力	65 t / 日 (32.5 t / 24 h × 2 炉)
	処理対象物	可燃物（生ごみを含む）、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
マテリアルリサイクル推進施設	処理方式	保管・選別
	処理能力	不燃物：5.7 t / 日、埋立ごみ：0.6 t / 日、資源物：0.8 t / 日
	処理対象物	不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）

(3) 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間	事業契約締結日の翌日から令和 31 年 3 月 31 日まで
設計・施工期間	事業契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで
運営準備期間	事業契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで
運営・維持管理期間	令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日まで

(4) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工業務及び運営業務を事業者が一括して行う DBO (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式により実施する。

市は本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の代表企業及び協力企業が、市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務を一括して行うものとする。本事業の実施にあたり、特別目的会社 (SPC) は設立しない。

また、市は、本施設を 35 年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は 35 年間程度の使用を前提として本事業を実施することとする。なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率：1／3）の対象事業として実施する予定である。

(5) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。また、事業者は、事業期間を通じ、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 設計・施工業務

- (ア) 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うと共に、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。
- (イ) 市が別途実施する敷地造成工事終了後、建設事業者は事業計画区域内の安全管理（仮囲いや工事中であることを知らせる表示の設置等）を行う。
- (ウ) 施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他関連工事を行う。
- (エ) 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- (オ) 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う。
- (カ) その他の関連業務、建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ 運営業務

- (ア) 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃物、不燃物、埋立ごみ、資源物等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務及びその他業務等を行う。
- (イ) 運営事業者は、受入対象物の受入及び計量を行うものとする。市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、市の規定に即した処理手数料の收受を代行すると共に、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行うものとする。なお、処理手数料は、市の収入とする。
- (ウ) 運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転に伴い発生した焼却灰及び飛灰（飛灰処理物を含む）を本施設内に適正に貯留・保管した後、市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。なお、本施設から発生する焼却灰及び飛灰は最終処分を前提とするが、資源化に変更となった場合でも早急に対応するものとする。
- (エ) 運営事業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。
- (オ) 運営事業者は、本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が市の指定する最終処分場に運搬するものとする。
- (カ) 運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣をエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬送し、焼却処理するものとする。
- (キ) 運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた処理不適物、搬入禁止物について、本施設内に適切に貯留・保管した後、市の指示に従い、市又は市が指定する業者に引き渡すものとする。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (ク) 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、市と連携して適切な対応を行う。
- (ケ) 運営事業者は、本施設の見学者対応等について、市と連携して行う。

(6) 市等が行う業務範囲

市等が行う主な業務は、以下のとおりとする。

ア 敷地の提供

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ 敷地造成工事（搬入道路、調整池及び遊水池を含む）

ウ 生活環境影響調査の実施

市は、本施設に係る生活環境影響調査を実施する。なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

エ 処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

オ 焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）の資源化又は最終処分等

市は、本施設において、運営事業者から焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）を受け取り、市が別途委託する業者にて運搬し資源化又は最終処分を行う。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

カ 資源物の資源化

市は、本施設において、運営事業者から資源物を受け取り、市が別途委託する業者にて運搬し、資源化を行う。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。

キ 不燃物残渣、埋立ごみの処分等

市は、運営事業者が運搬した不燃物残渣、埋立ごみの最終処分等を行う。

ク 処理不適物、搬入禁止物等の処分等

市は、本施設において、運営事業者から処理不適物、搬入禁止物等を受け取り、最終処分等を行う。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

ケ 本事業のモニタリング

市は、設計・施工期間、運営期間の各段階において業務実施状況の監視を行う。

コ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

サ 施設見学者対応への協力

市は、本施設の見学者対応等について、運営事業者に対して適切な協力をを行う。

シ 行政視察への対応

市は、本施設への行政視察について、運営事業者と連携して行う。

ス 設計・施工費及び業務委託料の支払い

市は、日田市会計規則（昭和39年5月25日規則第33号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営事業者に支払う。

セ 文化財等の試掘調査

市は、本事業を実施する上で必要な文化財等の試掘調査を行う。

ソ 本事業に必要な手続き

市は、本事業を実施するうえで必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。

タ その他これらを実施する上で必要な業務

2 審査方法等

(1) 入札の方法

廃棄物処理施設は、一般的に施設自体が高度な技術を組み合わせたシステムとなっている。環境省では、その入札にあたっては、経済性に配慮しつつ価格以外の多用な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を実現する方式の採用を推奨している。

入札の方法は、上記の考えに従い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する、総合評価一般競争入札方式により実施した。

(2) 落札者決定までの経過

落札者決定の経過は表 1 のとおりである。

表 1 落札者決定の経過

日付	内容
令和 6 年 1 月 25 日 (木)	入札公告及び入札説明書等の公表
令和 6 年 1 月 25 日 (木) ～令和 6 年 2 月 8 日 (木)	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
令和 6 年 2 月 22 日 (木)	入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）の公表
令和 6 年 2 月 23 日 (金) ～令和 6 年 3 月 1 日 (金)	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和 6 年 3 月 15 日 (金)	参加資格確認結果の通知
令和 6 年 3 月 18 日 (月) ～令和 6 年 3 月 27 日 (水)	対面的対話における確認事項の受付 入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付
令和 6 年 5 月 30 日 (木)	中止公告
令和 7 年 4 月 1 日 (火)	再度公告入札及び入札説明書等の公表
令和 7 年 4 月 1 日 (火) ～令和 7 年 4 月 7 日 (月)	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
令和 7 年 4 月 18 日 (金)	入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）の公表
令和 7 年 4 月 18 日 (金) ～令和 7 年 4 月 24 日 (木)	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和 7 年 5 月 9 日 (金)	参加資格確認結果の通知
令和 7 年 5 月 12 日 (月) ～令和 7 年 5 月 16 日 (金)	対面的対話における確認事項の受付 入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付
令和 7 年 6 月 2 日 (月)	対面的対話の実施
令和 7 年 6 月 27 日 (金)	対面的対話の結果の公表 入札説明書等に関する質問回答（第 2 回）の公表
令和 7 年 8 月 1 日 (金) ～令和 7 年 8 月 5 日 (火)	入札提案書類の受付
令和 7 年 9 月 30 日 (火)	提案書に関するヒアリング、開札及び落札候補者の選定
令和 7 年 10 月 2 日 (木)	落札者の決定
令和 7 年 10 月 3 日 (金)	落札者の公表

(3) 選定委員会の設置

審査は、公平性及び透明性を確保し専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、学識経験者を含む6名の委員により構成される選定委員会において行った。

なお、選定委員会委員については表2のとおりである。

表2 選定委員会委員一覧

氏名	所属
島岡 隆行	一般財団法人九州環境管理協会 理事長
荒井 喜久雄	前 公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
柴田 建	大分大学理学部理工学科建築学プログラム 准教授
宮崎 和昭	日田市 総務企画部長
高倉 保徳	日田市 市民環境部長
大友 得央	日田市 土木建築部長

※選定委員会委員一覧は、最終的な委員構成によるもの。

(4) 選定委員会の開催経過

本事業における選定委員会の開催経過は、表3のとおりである。

表3 選定委員会の開催経過

日付	回数	主な検討内容
令和4年11月2日（水）	第1回	<ul style="list-style-type: none">・実施方針、見積仕様書の確認・落札者選定基準書（案）の審議
令和5年1月18日（水）	第2回	<ul style="list-style-type: none">・落札者選定基準書（案）の審議・入札説明書類等に係る公表書類の審議
令和6年1月12日（金）	第3回	<ul style="list-style-type: none">・特定事業の選定（案）の審議・入札説明書類等に係る公表書類の最終確認
令和7年2月10日（月）	第4回	<ul style="list-style-type: none">・事業条件の変更に関する確認・入札説明書類等に係る公表書類の最終確認
令和7年6月2日（月）	第5回	<ul style="list-style-type: none">・参加資格確認結果の確認・対面的対話（オブザーバー参加）
令和7年9月6日（土）	第6回	<ul style="list-style-type: none">・基礎審査結果の確認・提案書に関する意見交換・ヒアリング事前確認事項
令和7年9月30日（火）	第7回	<ul style="list-style-type: none">・提案書に関するヒアリング／審査（採点）・開札立会・落札候補者の選定

(5) 落札者決定の手順

落札者決定の手順については、図1のとおりである

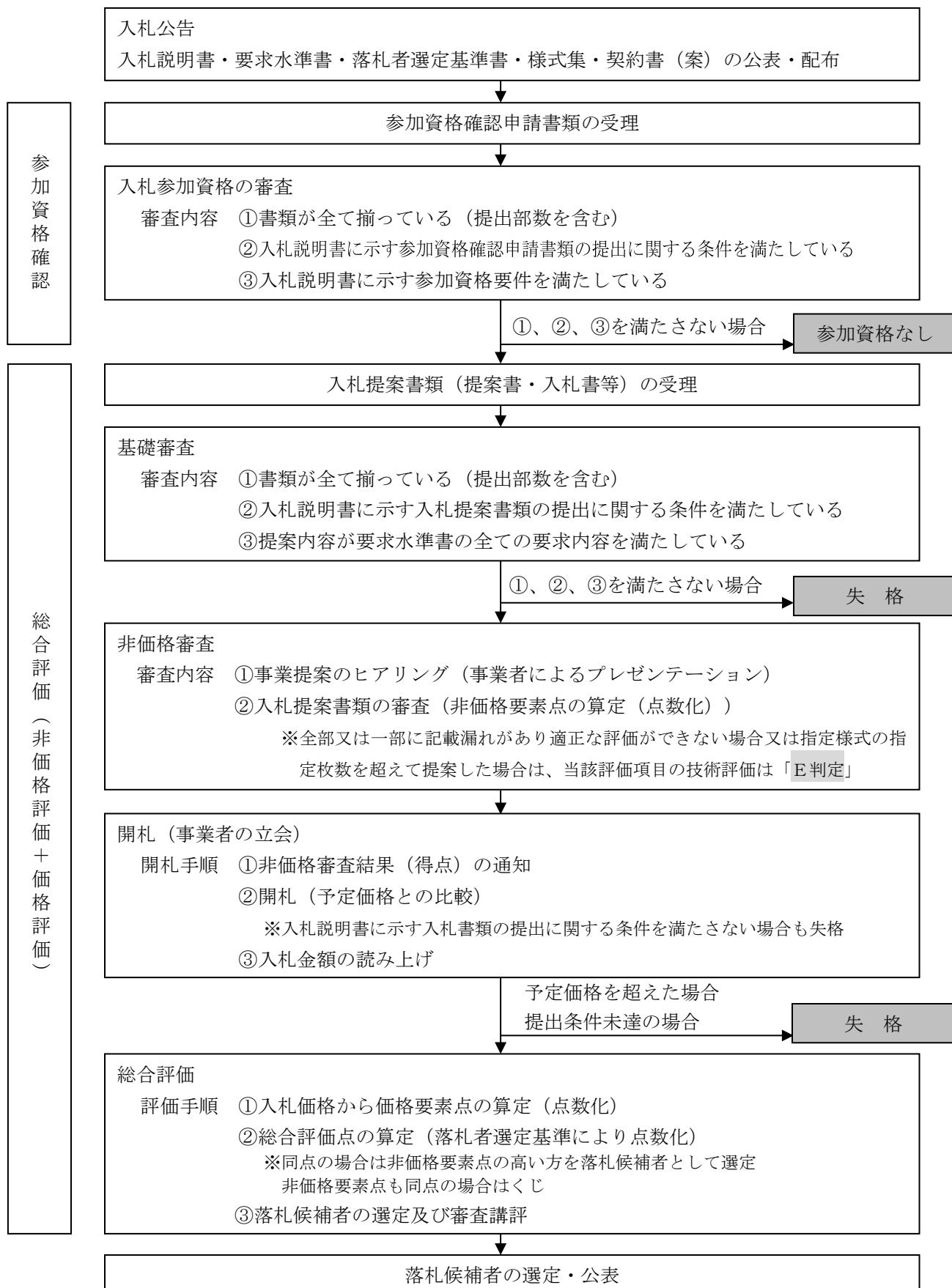


図1 落札者決定の手順

(6) 審査手順

ア 参加資格確認

市は、参加表明書と同時に提出される参加資格確認申請書から、次の事項を確認した。

なお、参加資格要件の確認基準日は、参加資格確認申請書受付最終日とする。

- ・書類が全て揃っている（提出部数を含む）こと。
- ・入札説明書に示す参加資格確認申請書類に関する条件を満たしていること。
- ・入札説明書に示す参加資格要件を満たしていること。

イ 提案書の基礎審査

(ア) 提案書の基礎審査

市は、入札提案書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認した。

- ・書類が全て揃っている（提出部数を含む）こと。
- ・入札説明書に示す入札提案書類に関する条件を満たしていること。
- ・提案内容が要求水準書の全ての要求内容を満たしていること。
- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間のくい違い、矛盾等がないこと。

選定委員会は、市が実施した基礎審査結果について確認した。

(イ) 提案書の定量化審査

a 審査項目及び配点

選定委員会は、表4に示す審査項目及び配点に基づき、提案書に記載された内容について、評価を行った。

b 非価格要素に関する得点化方法

提案を求めている審査項目においては、表5に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与した。

各審査項目の評価点については、表6に示すとおり、各委員が個別に行った評価の平均値とし、各審査項目の得点を合計して、非価格要素点を算定した。平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とした。

なお、選定委員会では、提案書に関するヒアリングを実施し、提案内容の確認等を行ったうえで評価した。

表4 非価格要素に関する審査の審査項目と配点

項目	大項目	中項目	配点 (60点)
非 価 格 要 素 審 査	安全で安定性に優れた施設	① 施設性能	5
		② 公害防止基準の確実な遵守と環境保全対策	4
		③ 施工管理・計画	3
		④ 配置・動線計画	3
		⑤ 搬入管理計画・運転管理計画	4
		⑥ 長寿命の実現	3
		⑦ 事業計画	3
	地域の循環型社会形成及び低炭素社会形成に貢献する施設	⑧ エネルギー・資源の有効活用等	5
		⑨ 環境負荷の低減	4
	災害に強く、防災対策機能を備えた施設	⑩ 災害に強い施設整備	4
		⑪ 災害復旧支援	5
	市民から親しまれる施設	⑫ 地域貢献	5
		⑬ 情報発信	4
		⑭ 環境学習計画	4
		⑮ デザイン計画	4

表5 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	具体的に極めて優れた提案がある 提案内容が優れており、かつその効果が期待できる	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	具体的に提案がある 提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準に反していないものの、優れているとは言い難い 特に要求水準を超える提案がない	配点×0.00

表6 各審査項目の得点算定式

各審査項目の得点算定式
$\left(\frac{\text{当該入札参加者の} \quad \text{「各審査項目の配点} \times \text{評価結果} \quad (6名分) \quad \text{」}}{\text{当該審査項目に関する得点}} \right) = \left(\frac{\text{委員人数} \quad (6名)}{} \right)$

(ウ) 入札価格の定量化審査

入札価格の定量化審査においては、入札価格について、表7に示す得点算出式により得点を付与する。得点は小数点第3位を四捨五入した値とする。

定量化限度額の設定は表8のとおりである。定量化限度額は、入札書比較価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）の80%と設定し、開札時に公表した。

表7 入札価格の得点算出式

入札価格の得点算定式
○最低入札価格 > 定量化限度額 の場合
当該入札参加者の価格要素点 = 40点 × $\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$
○最低入札価格 ≤ 定量化限度額 の場合
当該入札参加者の価格要素点 = 40点 × $\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}}$
※入札価格が定量化限度額以下の入札参加者の価格要素点は40点満点

表8 定量化限度額

入札書比較価格 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	定量化限度額
20,379,841,000円	16,303,872,800円

(エ) 総合評価値の算出

非価格要素の定量化審査、入札価格の定量化審査により算出した得点から、表9に示す算出式により、入札参加者の総合評価値を算出した。

表9 総合評価値の算出式

総合評価点の算定式
$\begin{pmatrix} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価点} \\ [100点] \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{当該入札参加者の} \\ \text{非価格要素点} \\ [60点] \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格要素点} \\ [40点] \end{pmatrix}$
※ [] 内は各得点の配点を示す。

3 落札候補者の選定結果

(1) 参加資格確認

令和7年4月1日に入札公告を行い、令和7年4月18日～4月24日に参加資格確認申請書類を受け付けたところ、以下の2グループから申請があった。

市は参加資格確認を行い、当該グループの入札参加資格を確認し、令和7年5月9日に代表企業に対して入札参加資格を有することを書面にて通知した。

なお、選定委員会による審査にあたっては、審査の公平性を期すため、提案書等すべての書類において参加グループの企業名は伏せ、表10の受付グループ名で識別して評価を行った。

表10 参加資格確認申請書類提出グループ

参加グループ	川崎技研グループ	JFE環境テクノロジーグループ
代表企業	株式会社川崎技研	JFE環境テクノロジー株式会社 九州支店
協力企業	松尾建設株式会社 大分支店 株式会社川浪組 株式会社俊設計 株式会社日本管財環境サービス 九州支店	JFEエンジニアリング株式会社 九州支店 佐藤工業株式会社 九州支店 河津建設株式会社 JFE環境サービス株式会社
受付グループ名	すいかグループ	はくさいグループ

(2) 提案書の基礎審査

令和7年8月5日までに、入札参加資格を有する2グループより提案書が提出された。

2グループの提案書は、市によって基礎審査項目を満たしていることが確認され、基礎審査に合格しているものと認められた。

(3) 非価格要素の定量化審査及び提案書に関するヒアリング

令和7年8月5日までに提出された提案書について、約2ヶ月間にわたり、提案書に対する審査を行った。

また、令和7年9月30日の選定委員会において、入札参加者による提案書に関する説明(プレゼンテーション)及び委員による提案内容に対する質疑応答を実施し、同日に非価格要素の定量化審査を行った。

定量化審査の審査項目について、適確な提案がなされているかの審査を行い、非価格要素の定量化審査に関する得点化を行った。なお、評価は市の要求する水準を満たしたうえで、より優れた提案に対して評価を行う加点方式である。

審査結果は表11のとおりであり、非価格要素の定量化審査における各審査項目についての講評は表12のとおりである。

表 11 非価格要素の定量化審査結果

審査項目	配点	川崎技研 グループ	JFE 環境 テクノロジー グループ
1 安全で安定性に優れた施設	25	16. 34	19. 05
①施設性能	5	3. 33	3. 96
②公害防止基準の確実な遵守と環境保全対策	4	2. 67	3. 00
③施工管理・計画	3	2. 00	2. 00
④配置・動線計画	3	2. 00	2. 25
⑤搬入管理計画・運転管理計画	4	2. 83	3. 33
⑥長寿命の実現	3	1. 88	2. 38
⑦事業計画	3	1. 63	2. 13
2 地域の循環型社会形成及び低炭素社会形成に貢献する施設	9	6. 21	7. 13
⑧エネルギー・資源の有効活用等	5	3. 54	3. 96
⑨環境負荷の低減	4	2. 67	3. 17
3 災害に強く、防災対策機能を備えた施設	9	6. 37	7. 13
⑩災害に強い施設整備	4	2. 83	3. 17
⑪災害復旧支援	5	3. 54	3. 96
4 市民から親しまれる施設	17	13. 09	12. 42
⑫地域貢献	5	3. 75	3. 75
⑬情報発信	4	2. 67	3. 17
⑭環境学習計画	4	3. 00	3. 00
⑮デザイン計画	4	3. 67	2. 50
非価格要素に関する得点	60	42. 01	45. 73

表 12 非価格要素に関する事項の講評

審査項目	講評
1 安全で安定性に優れた施設	
①施設性能	各グループとも、実績に基づく信頼性の高い処理システムの提案がなされていた。また、ごみ量・ごみ質の変動への柔軟な対応について、提案がなされていた。 なお、はくさいグループについては、特に多種多様なごみ種への対応性を高く評価した。
②公害防止基準の確実な遵守と環境保全対策	各グループとも、要求水準書に定める各種基準値の遵守及び基準値超過時の対応に関する具体的手法の提案、有効煙突高さ、工事中の環境対策の提案がなされていた。
③施工管理・計画	各グループとも、実績に基づく遅延回避、遅延時対応、品質管理・安全管理に対する提案がなされていた。
④配置・動線計画	各グループとも、実績に基づく実現性の高い安全な配置・動線計画について、提案がなされていた。
⑤搬入管理計画・運転管理計画	各グループとも、実績に基づく搬入禁止物への対策、人員配置及び組織体制、バックアップ体制、セルフモニタリング等について、提案がなされていた。 なお、はくさいグループについては、特に具体的な運転管理／安全管理に関する具体的な提案を高く評価した。
⑥長寿命の実現	各グループとも、長寿命の実現に対する具体的工夫の提案、円滑な引継ぎ計画への提案がなされていた。 なお、はくさいグループについては、特にメンテナンススペースや機器配置、動線計画の妥当性を高く評価した。
⑦事業計画	各グループとも、リスク管理及び付保する保険の提案、長期にわたる事業の継続性担保の提案がなされていた。 なお、はくさいグループについては、特に事業収支の安定化に向けた施策を高く評価した。
2 地域の循環型社会形成及び低炭素社会形成に貢献する施設	
⑧エネルギー・資源の有効活用等	各グループとも、消費電力と買電量の削減への工夫に関する計画的かつ実効性の高い提案がなされていた。また、安定的な資源回収や資源化委託に向けた工夫の提案がなされていた。
⑨環境負荷の低減	各グループとも、温室効果ガス削減に向けた提案、具体的かつ実効性の高い焼却灰・飛灰発生量の低減策、焼却灰・飛灰の資源化時の対応に関する提案がなされていた。 なお、はくさいグループについては、特に温室効果ガス発生量の低減を高く評価した。

審査項目	講評
3 災害に強く、防災対策機能を備えた施設	
⑩災害に強い施設整備	各グループとも、実績に基づく地震・台風・豪雨・火災・落雷対策への具体的な提案がなされていた。
⑪災害復旧支援	各グループとも、災害発生時の復旧及び市に対する貢献度、実現性、期待度について、提案がなされていた。
4 市民から親しまれる施設	
⑫地域貢献	各グループとも、地元企業や地元人材の積極的な活用と、それを実現するための具体的取組内容の提案がなされていた。また、地域への社会貢献に関する提案がなされていた。
⑬情報発信	各グループとも、情報発信に関する期待度の高い提案がなされていた。 なお、はくさいグループについては、特に情報発信に関する具体的かつ積極的な提案があった。
⑭環境学習計画	各グループとも、期待度の高い環境学習に関する提案、環境学習設備の具体的な更新計画の提案、市民の環境意識向上につながる提案がなされていた。
⑮デザイン計画	各グループとも、積極的な地域材の活用に関する提案がなされていた。また、実現性及び期待度の高い外観の保持計画や修繕計画の提案がなされていた。 すいかグループについては、特に外観デザインの親近感・清涼感、独自性を高く評価した。また、地域の景観との調和、周辺環境との親和性を高く評価した。

(4) 入札価格の定量化審査

令和7年9月30日に、提案書を提出した入札参加者の立会いのもとで開札を行い、入札参加者の入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。

選定委員会は、開札結果の報告を受け、入札価格の定量化審査に関する得点化を行った。得点化の結果は、表13のとおりである。

表13 入札価格の定量化審査の得点結果

項目	川崎技研グループ	JFE環境 テクノロジーグループ
入札価格（税抜）	18,899,717,191円	16,630,000,000円
入札価格に関する得点	35.20点	40.00点

(5) 総合評価値の算出

「非価格要素の定量化審査の得点」、「入札価格の定量化審査の得点」を合算し、表14のとおり総合評価値を算出した。

表14 総合評価値の算出結果

項目	配点	川崎技研グループ	JFE環境 テクノロジーグループ
非価格要素点に関する得点	60点	42.01点	45.73点
入札価格に関する得点	40点	35.20点	40.00点
総合評価値	100点	77.21点	85.73点
順位		総合2位	落札候補者

(6) 落札候補者の選定

選定委員会は、上記の結果に基づき「JFE環境テクノロジーグループ」（代表企業：JFE環境テクノロジー株式会社 九州支店）を落札候補者として選定した。

4 総評

本事業は、事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である日田市新清掃センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設等）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するための資源回収及びエネルギー回収を進めることを目的としている。

本事業では、本施設の設計・施工及び運営・維持管理を一括して発注する DBO (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式を採用しており、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な設計・施工業務と、効率的かつ効果的な運営業務を実施するものである。

このような背景を踏まえ、選定委員会では、基本方針をもって評価基準及び方法等を定め、落札候補者選定のための審査を実施した。

今回、入札に参加された 2 グループの提案は、いずれも本事業の特徴を的確に捉えたうえで、本事業の有する課題に対応するための創意工夫がなされており、いずれも過去の経験に基づく魅力的な提案であった。

審査においては、提案書及び入札価格に対して厳正なる審査を行った結果、JFE 環境テクノロジー株式会社 九州支店を代表企業とする JFE 環境テクノロジーグループを落札候補者として選定するに至った。

JFE 環境テクノロジーグループの提案に対しては、市の期待する創意工夫と事業の効率性を両立していると評価されたものであり、特に「施設性能」、「搬入管理計画・運転管理計画」、「長寿命の実現」、「事業計画」、「環境負荷の低減」、「情報発信」が高く評価された。

一方で、選定委員会の審議において、以下に示す要望事項が挙げられた。

- (1) 事業期間にわたり、要求水準の達成と提案内容の履行を確実に実現すること。
- (2) 公害防止基準を確実に遵守することで、施設の安定稼働を実現すること。
- (3) 施設の確実な監視により、事故を無くすことで、地域に親しまれる施設を目指すこと。
また、積極的な情報発信に努め、地域住民に対しては丁寧な説明と対話を基本として、地域住民との良好な関係を構築すること。
- (4) 今後の社会情勢の変化によるごみ量、ごみ質の変動や処理不適物の混入に対し、適切な対応を図ること。なお、将来的な分別品目の変更（プラスチックの資源化等）があった場合は、柔軟に対応すること。
- (5) 地球温暖化防止を目指し、さらなる買電量の低減に努めること。
- (6) 災害時には、災害廃棄物の受入れ及び適正な処理を行い、早期復旧に協力すること。
- (7) 建設・運営期間中における現場作業や資材搬入車両等について、交通ルールを遵守し、地域住民の安全確保に最大限努めること。
- (8) 提案した地域経済への貢献金額を確実に達成するとともに、さらなる拡大に努めること。
- (9) 建築物のデザインや色等は、市と協議を行い、市の要望があった場合には柔軟に対応すること。
- (10) より良い施設の整備・運営の実現を目指し、市と協力すること。

JFE 環境テクノロジーグループは、上記の要望事項等について、本事業をより良いものとするために、市と十分な協議を行い、真摯な対応に努めてもらいたい。

さらに、事業期間を通じて誠意をもって各業務を行い、市と協働して地域との信頼関係を築きながら、本事業を円滑に推進することを期待する。

令和 7 年 10 月

日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会
委員長 島岡 隆行